

雇用構造調査による雇用形態別雇用者の継続的把握

- 雇用構造調査では、平成24年度調査より、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査を実施し、毎年共通の調査事項として、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた雇用形態別雇用者数に関する調査項目を設置。
- 時系列比較が可能となるよう、今後は調査設計を固定(共通の抽出枠を使用)して実施する。

雇用構造調査

雇用の構造を明らかにするため、
以下の調査を実施

25年 若年者雇用実態調査

24年 派遣労働者実態調査

23年 パートタイム労働者総合
実態調査

22年 就業形態の多様化に
関する総合実態調査

21年 若年者雇用実態調査

20年 高年齢者雇用実態調査

20年 派遣労働者実態調査

...

調査票(事業所票)における共通項目

(2) 平成24年10月1日現在、貴事業所で就業している労働者の就業形態別(注2)、性別、雇用期間の定めの有無別の内訳の人数を下記の区分により分類し、記入してください。

		雇用期間の定め無し				雇用期間の定め有り					
一般労働者	男		千		人		千		人	6~9	
	女		千		人		千		人		
短時間労働者	男		千		人		千		人	10~11	
	女		千		人		千		人		
臨時労働者	いる	1			}	男		千		人	15
	いない	2				女		千		人	
				14							16
派遣労働者	いる	1			}	男		千		人	18
	いない	2				女		千		人	
				17							19

(注2)

・一般労働者とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者のことをいいます。

・短時間労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のことをいいます。

・臨時労働者とは、常用労働者に該当しない労働者(日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者)のことをいいます。

・派遣労働者とは、「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている労働者のことをいいます。

3頁問4へ